

従来型訪問サービス重要事項説明書

〈令和 6 年 6 月 1 日現在〉

次のとおり、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所（以下「事業者」といいます。）が行う与謝野町介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業（従来型訪問サービス）（以下「従来型訪問サービス」といいます。）の主な内容について説明します。

1. 従来型訪問サービスについての相談窓口

＜月曜日～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分＞

- 電 話 0 7 7 2 - 4 6 - 5 5 5 6
 0 1 2 0 - 4 6 - 0 2 9 4 （フリーダイヤル）
- F A X 0 7 7 2 - 4 6 - 3 0 9 6
- 担 当 小 西 隆 子（主任訪問介護員）
 橋 本 明 久（サービス提供責任者）
 太 田 ま み（サービス提供責任者）

2. 従来型訪問サービスの概要

(1) サービスの種類と区域

事業所名	社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所
所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272 番地 1
サービスを提供する区域	与謝野町内
サービス営業日	年間を通じて国民の祝日及び年末年始を除く全日。 ただし、利用希望があれば相談に応じて営業。

(2) 職員体制

職 種	員 数
管 理 者	1 名（常勤）
サービス提供責任者	2 名以上
訪 問 介 護 員	常勤 3 名以上、非常勤 8 名以上

(3) 従来型訪問サービスの提供時間

訪問介護員の派遣時間は、原則として午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までです。ただし、ご希望により早朝・夜間もご相談に応じます。

3. 介護サービスの内容

従来型訪問サービス対象者に対し、与謝野町地域包括支援センターによる介護予防ケアプランに基づいて、自宅を訪問し日常生活の支援を行います。

4. 利用料

(1) 基本単価と各種加算

サービスの利用料は、基本単価に各種加算を合算した下表の金額となります。

※表の料金は1割負担の金額です。1割負担対象外の方については、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた料金となります。

自己負担額（月額）		
区分1（週1回訪問）	区分2（週2回訪問）	区分3（週3回訪問）
1, 176円	2, 349円	3, 727円
※ 事業対象者及び要支援1の方は週1回利用可、要支援2の方は週2回利用可です。介護予防ケアマネジメントの判断により、週にもう1回利用を増やすことも可。		
※ 上記の報酬基準額設定の基本となる時間は、実際の従来型訪問サービス提供時間ではなく、利用者の方の介護予防ケアマネジメントに定められた目安の時間を基準とします。		
※ 上記の自己負担額（月額）に介護職員等处遇改善加算Ⅳ（14.5%）を加算した料金となります。		

【各種加算】

番号	加算項目	加算率、負担額	算定回数等
①	初回加算	200円/月	初回利用月のみ
②	介護職員等处遇改善加算(Ⅳ)	月合計額の14.5%加算	毎月

① 初回加算

初回の「従来型訪問サービス」を行う同じ月内に、サービス提供責任者が自らサービスを行った場合、または他の訪問介護員に同行した場合に月額200円が必要となります。

2か月以上サービスの利用がなく、再度サービスを利用された月内にサービス提供責任者が自らサービスを行った場合、または他の訪問介護員に同行した場合にも月額200円が必要となります。

また、介護認定区分の変更により「訪問介護サービス」から「従来型訪問サービス」に変更された場合も必要となります。

② 介護職員等处遇改善加算（Ⅳ）

介護職員に適切な労働対価を支払い、人材確保及び適正なサービスを保つことを目的とした介護保険法で定められた料金加算です。本事業所が介護保険法で定める算定要件に適合しているため、月の合計料金に14.5%の加算が適用されます。

(2) 訪問キャンセル

従来型訪問サービスにおいて、利用者の都合により訪問キャンセルがある場合でも、自己負担額（月額）の変更はありません。

但しその場合は、希望により訪問日を振り返ることも可能です。

(3) 交通費

与謝野町内での訪問または予防介護サービスは無料ですが、与謝野町以外の居宅を訪問する場合は、下記のとおり交通費が必要となります。

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 1) 通常の事業の実施地域の境界から片道 5 km未満 | 150 円 |
| 2) 通常の事業の実施地域の境界から片道 5 km以上 10 km未満 | 300 円 |
| 3) 通常の事業の実施地域の境界から片道 10 km以上 5 km毎に | 150 円加算 |

(4) その他

① 費用の負担

利用者の方の住居で、従来型訪問サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者の方のご負担となります。

② 自己負担金のお支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をさせていただきます。お支払い方法は、金融機関の口座振替でお願いします。

5. 従来型訪問サービスの利用方法

(1) サービスの利用については、訪問介護員がお伺いします。

(2) サービスの中止もしくは終了。

① 利用者の方のご都合による場合

訪問または予防介護サービスの中止もしくは終了を希望する日の一週間前までにお申し出ください。

② 事業者の都合による場合

サービスの中止もしくは終了をさせていただく一か月前までに、文書で通知します。

③ 必然的中止の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、規定によりサービスを中止もしくは終了します。

- 利用者の方が、要介護と認定された場合、または従来型訪問サービスの対象外と認定された場合
- 利用者の方が亡くなられた場合
- 事業者が当該事業を休廃業した場合

④ その他の事項

- 事業者が正当な理由なく従来型サービスを提供しない場合や守秘義務に反した場合、また利用者の方やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合には、利用者の方は解約を通知することによって、即座に従来型訪問サービスを中止もしくは終了することができます。
- 利用者の方が、従来型訪問サービスの利用料金の支払いを遅延し、支払い催告をしたにもかかわらず履行されない場合、また利用者の方やご家族などが、事業者や訪問介護員に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に従来型訪問サービス

を中止もしくは終了させていただく場合があります。

6. 従来型訪問サービスの運営方針

当事業所は、利用者の方が可能な限り在宅で能力に応じた自立の生活を送ることができるよう援助します。そして、利用者の方の意思を尊重し、その方の立場に立ったサービスを行うとともに、与謝野町地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携に努めます。なお、ご希望により訪問介護員の交替にも応じます。

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者の方に容態の変化等があった場合は、主治医、消防署、ご親族、与謝野町地域包括支援センター等へ連絡をします。次の内容についてお知らせください。

主治医	医療機関名	
	氏名	
緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	電話番号	
居宅介護支援事業所	事業所名	
	担当者氏名	

8. 事故発生時の対応（賠償責任）

事業者は、従来型訪問サービスの提供に伴って、自己の責めによる事由で利用者の方の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、与謝野町地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携により、即座にその対応を図るとともに利用者の方に対してその損害を賠償します。

9. 相談・要望・苦情の窓口

【与謝野町社会福祉協議会岩滝支所】 苦情解決責任者：野村由美 苦情受付担当者：小西隆子 橋本明久 太田まみ	所在地：与謝野町字岩滝 2272 番地 1 TEL：0772-46-5556 FAX：0772-46-3096
【与謝野町】 福祉課	所在地：与謝野町字加悦 433 番地 TEL：0772-43-9021 FAX：0772-42-0528

10. 個人情報の保護及び秘密の保持について

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1 1. 人権の擁護・虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護の観点から、利用者が人権の侵害や虐待を受けている、または疑われる事実を確認した場合は、関係機関へ通報義務を負います。

事業者は、人権の侵害や虐待行為を予防するため、指針の整備、定期的な委員会の開催、研修を実施します。

1 2. 衛生管理について

事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業者は、感染症の発生や感染拡大を防止するため、定期的な委員会の開催、感染拡大防止のための指針の整備、感染症予防及び感染拡大防止のための研修及び訓練を実施します。

1 3. 身体拘束の禁止について

事業者は、事業の提供に当たっては、利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や、指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施いたします。

1 4. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的にできる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。

事業者は、職員に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的の実施いたします。

1 5. ハラスメント対策

事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

従来型訪問サービスの提供開始にあたり、利用者の方に対して本書面に基づいて重要な事項を説明するとともに同書を交付しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272 番地 1
名称 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会 介護事業所 ㊞

説明者

所属 与謝野町社会福祉協議会

氏名 ㊞

本書面により、事業者から従来型訪問サービスについての重要事項の説明とともに同書の交付を受け内容を了承しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 与謝野町字
氏名 ㊞

代理人 住所 与謝野町字
氏名 ㊞
<利用者との続柄 : >